

児童福祉司スーパーバイザー研修

ねらい	<p>児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等の習得及び特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。</p> <p>研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。</p>												
申込条件	<p>児童福祉司としておおむね5年以上の職務経験を有する職員 （上記根拠：令和元年6月26日公布（令和4年4月1日施行）改正児童福祉法第13条第6項） ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。</p> <p style="text-align: right;">【需要数29名】</p>												
日数	5. 5日間（前期3日間、後期2. 5日間）												
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。												
日程 研修ID 通知期限	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%;">日程</th> <th style="width: 20%;">研修ID</th> <th style="width: 20%;">通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期</td> <td>6月上～下旬</td> <td rowspan="2">2115700</td> <td rowspan="2">5月上旬</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>12月下旬</td> </tr> </tbody> </table>		日程	研修ID	通知期限	前期	6月上～下旬	2115700	5月上旬	後期	12月下旬		
	日程	研修ID	通知期限										
前期	6月上～下旬	2115700	5月上旬										
後期	12月下旬												